

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度	経過措置による 不 算 入 額	平成28年度	経過措置による 不 算 入 額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,635		12,180	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,500		3,467	
うち、再評価積立金の額	2		2	
うち、利益剰余金の額	8,208		8,788	
うち、外部流出予定額 (△)	(△) 10		(△) 11	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 65		△ 65	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	338		328	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	338		328	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	808		707	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,782		13,216	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8	12	9	6
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	8	12	9	6
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—

項 目	平成27年度	経過措置による 不 算 入 額	平成28年度	経過措置による 不 算 入 額
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8		9	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,774		13,206	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	119,674		123,908	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,795		△ 5,375	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	12		6	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 11,053		△ 7,628	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,245		2,245	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,299		10,645	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	130,974		134,554	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.75%		9.81%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成27年度			平成28年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,915	—	—	7,914	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,104	—	—	3,578	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,799	—	—	600	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	172,741	34,548	1,381	185,551	37,110	1,484
法人等向け	732	576	23	873	808	32
中小企業等向け及び個人向け	27,551	19,288	771	28,771	20,177	807
抵当権付住宅ローン	36,063	12,363	494	34,579	11,871	474
不動産取得等事業向け	27,375	26,886	1,075	25,208	24,674	986
三月以上延滞等	696	233	9	666	228	9
信用保証協会等保証付	2,418	235	9	2,168	211	8
共済約款貸付	514	—	—	478	—	—
出資等	480	480	19	482	482	19
他の金融機関等の対象資本調達手段	9,652	24,130	965	9,652	24,130	965
特定項目のうち調整項目に算入 されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△ 8,795	△ 351	—	△ 5,375	△ 215
上記以外	11,048	9,725	389	10,939	9,589	383
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	303,093	119,674	4,786	311,466	123,908	4,956
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	303,093	119,674	4,786	311,466	123,908	4,956
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a	11,299	所要自己資本額 b = a × 4 % 451	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a	10,645	所要自己資本額 b = a × 4 % 425
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	130,974	所要自己資本額 b = a × 4 % 5,238	リスク・アセット等(分母)計 a	134,554	所要自己資本額 b = a × 4 % 5,382

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞}$$

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）の期末残高

（単位：百万円）

項 目	平成27年度			平成28年度			
	信用リスクに関するエクスポージャー			信用リスクに関するエクスポージャー			
	残 高	貸出金等	債 券	残 高	貸出金等	債 券	
法人	農 林 水 産 業	70	70	—	57	57	—
	製 造 業 ・ 鉱 業	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	5,310	5,310	—	4,953	4,953	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	10	10	—	9	9	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	16,300	2,802	1,799	16,270	2,802	600
	卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業	1,415	1,415	—	1,610	1,610	—
	地 方 公 共 団 体	12,019	4,088	7,915	11,493	3,578	7,914
	上 記 以 外	168,373	—	—	180,016	—	—
個 人	88,576	88,542	—	85,636	85,605	—	
そ の 他	11,016	—	—	11,418	—	—	
業種別合計	303,093	102,240	9,715	311,466	98,617	8,514	
残存期間	1 年 以 下	176,023	2,082	1,199	187,672	1,520	600
	1 年 超 3 年 以 下	2,393	1,192	1,201	3,488	1,684	1,804
	3 年 超 5 年 以 下	5,769	3,364	2,404	5,562	3,157	2,404
	5 年 超 7 年 以 下	6,723	3,717	3,005	7,584	4,580	3,003
	7 年 超 10 年 以 下	12,690	10,787	1,903	12,334	11,633	701
	10 年 超	79,636	79,636	—	74,748	74,748	—
	期 間 の 定 め 無 し	19,856	1,459	—	20,076	1,293	—
残存期間合計	303,093	102,240	9,715	311,466	98,617	8,514	

- (注) 1. 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含みます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項 目		平成27年度	平成28年度
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業 ・ 鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業	38	35
	地 方 公 共 団 体	—	—
	上 記 以 外	—	—
個 人	657	631	
合 計		696	666

- (注) 1. 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

④ 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(1) 貸倒引当金の額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度					平成28年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	337	338	—	337	338	338	328	—	338	328
個別貸倒引当金	928	761	77	850	761	761	639	0	761	639
合 計	1,265	1,100	77	1,187	1,100	1,100	967	0	1,099	967
法人	農 林 水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業 ・ 鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	23	21	—	23	21	21	—	—	21
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	26	—	—	26	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	878	739	—	878	739	739	639	—	739	639
業 種 別 計	928	761	—	927	761	761	639	—	761	639

- (注) 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

(2) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		平成27年度	平成28年度
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業 ・ 鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	上 記 以 外	8	—
個 人	69	0	
合 計		77	0

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		平成27年度			平成28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	—	18,048	18,048	—	16,134	16,134
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	2,359	2,359	—	2,113	2,113
	リスク・ウエイト 20%	—	172,933	172,933	—	186,001	186,001
	リスク・ウエイト 35%	—	35,407	35,407	—	33,965	33,965
	リスク・ウエイト 50%	—	1,904	1,904	—	1,823	1,823
	リスク・ウエイト 75%	—	24,822	24,822	—	25,929	25,929
	リスク・ウエイト 100%	—	42,932	42,932	—	40,818	40,818
	リスク・ウエイト 150%	—	6,943	6,943	—	82	82
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	6,850	6,850
	リスク・ウエイト 250%	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	305,351	305,351	—	313,718	313,718

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、①適格金融資産担保、②保証、③貸出金と自組合貯金の相殺を適用しています。

- ①適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- ②保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。
- ③貸出金と自組合貯金の相殺については、1) 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、2) 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、3) 自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、4) 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	1,799	—	600
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	155	—	59	—
中小企業等向け及び個人向け	389	1,530	371	1,739
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	10	—
三月以上延滞等	—	0	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	544	3,329	441	2,339

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 当組合では「クレジット・デリバティブ」について、該当する取引はありません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,330	7,330	7,332	7,332
合計	7,330	7,330	7,332	7,332

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、金融機関の保有する貸出金、有価証券、貯金等の市場金利に影響を受ける資産・負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で、金利の変動により利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的には、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

要求払貯金の金利リスク量においては、当組合では、当座貯金および普通貯金の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。このとき、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

<金利リスク> = <運用勘定の金利リスク量> + <調達勘定の金利リスク量(△)>

3,204百万円 = 8,206百万円 + △ 5,001百万円

(2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	△ 3,046	△ 3,204